

# いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

## 第3回 常任委員会



**いちご<sup>いちえ</sup>一会とちぎ国体**  
第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

日 時  
会 場

書面にて開催

## 目 次

### ■ いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第3回 常任委員会

(1) 報告事項	・・・	1
報告第1号	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会委員及び役員等の変更	・・・ 2
報告第2号	いちご一会とちぎ国体下野市開催競技日程等について	・・・ 3
報告第3号	下野市開催競技会場等設計について	・・・ 別紙
報告第4号	会長が専決処分した事項	・・・ 4

(2) 議案事項	・・・	7
----------	-----	---

#### ○競技式典専門委員会における調査議案事項

議案第1号	いちご一会とちぎ国体 下野市炬火イベント実施要項(案)	・・・ 8
議案第2号	いちご一会とちぎ国体 下野市炬火名募集要項(案)	・・・ 10

議案第3号	いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画の改定(案)	・・・ 13
議案第4号	バスあっせん方式業務委託の随意契約に係る承認について	・・・ 14

審議第1号	令和3年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事業報告(案)	・・・ 20
審議第2号	令和3年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会収支決算(案)	・・・ 25
審議第3号	令和4年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事業計画(案)	・・・ 26
審議第4号	令和4年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会収支予算(案)	・・・ 28

◆参考資料	・・・	29
-------	-----	----

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会  
第3回 常任委員会  
次 第

日時 令和4年3月18日(金)

場所 書面議決となります。

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第3回 常任委員会

(1) 報告事項

- 報告第1号 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会委員及び役員等の変更
- 報告第2号 いちご一会とちぎ国体下野市開催競技日程について
- 報告第3号 下野市開催競技会場等設計について
- 報告第4号 会長が専決処分した事項

(2) 議案事項

- 議案第1～2号 競技式典専門委員会における調査議案事項
- 議案第3号 いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画の改定(案)
- 議案第4号 バスあっせん方式業務委託の随意契約に係る承認について
  
- 審議第1号 令和3年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事業報告(案)
- 審議第2号 令和3年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会収支決算(案)
- 審議第3号 令和4年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事業計画(案)
- 審議第4号 令和4年度いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会収支予算(案)

(3) その他

4. 閉 会

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会  
第3回 常任委員会

報 告 事 項



## 報告第1号

### いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会委員及び役員等の変更

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第8条第1項及び第3項の規定に基づき、令和3年5月13日から令和4年3月18日までの間におけるいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会委員及び役員等の変更について、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

#### 【副会長】

所属機関・団体・役職名	後任者	前任者
下野市スポーツ協会	吉澤 賢一	野口 俊明

#### 【常任委員】

所属機関・団体・役職名	後任者	前任者
下野市スポーツ推進審議会	増淵 進	野口 俊明

#### 【監事】

所属機関・団体・役職名	後任者	前任者

#### 【委員】

所属機関・団体・役職名	後任者	前任者

#### 【参与】

所属機関・団体・役職名	後任者	前任者

## 報告第2号

### いちご一会とちぎ国体下野市開催競技日程等について（令和4年）

#### ○サッカー競技（少年男子）

地区予選（国体ブロック大会）を勝ち抜いたチームと開催都道府県チームを加えた、24チームが参加し、トーナメント方式で優勝を争う。

会場	1日目 10/2（日）	2日目 10/3（月）	3日目 10/4（火）	4日目 10/5（水）	5日目 10/6（木）
真岡市総合運動公園 陸上競技場	【1回戦】 【1回戦】	【2回戦】 【2回戦】	【準々決勝】 【準々決勝】		【3位決定戦】 【決勝】
真岡市総合運動公園 サッカー場	【1回戦】 【1回戦】	【2回戦】 【2回戦】 【2回戦】			
下野市大松山運動公園 陸上競技場	【1回戦】 【1回戦】		【準々決勝】 【準々決勝】	【準決勝】 【準決勝】	
益子町南運動公園陸 上競技場	【1回戦】 【1回戦】	【2回戦】 【2回戦】 【2回戦】			

#### ○ハンドボール競技（成年女子・少年女子）

地区予選（国体ブロック大会）を勝ち抜いたチームと開催都道府県チームを加えた、成年男子（16チーム）、成年女子（19チーム）、少年男子（19チーム）、少年女子（16チーム）が参加し、トーナメント方式で優勝を争う。

会場	1日目 10/6（木）	2日目 10/7（金）	3日目 10/8（土）	4日目 10/9（日）	5日目 10/10（月 祝）
マルワ・アリーナ とちぎ（栃木市総合 運動公園総合体育館）	【成男1回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【少男2回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【少男準々決勝】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【少男準決勝】 【 " 】 【成男3位決定戦】 【成男決勝戦】	【少男3位決定戦】 【少男決勝戦】
日立栃木体育館	【成男1回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【成男準々決勝】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【成男準決勝】 【 " 】		
学校法人國學院 大學栃木学園第 二体育館	【少男1回戦】 【 " 】 【 " 】	【少男2回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】			
下野市石橋体育 センター	【成女1回戦】 【少女1回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【成女2回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】 【少女準々決勝】 【 " 】	【成女準々決勝】 【 " 】 【少女準決勝】 【 " 】	【成女準決勝】 【 " 】 【少女3位決定戦】 【少女決勝戦】	【成女3位決定戦】 【成女決勝戦】
野木町立野木中 学校体育館	【成女1回戦】 【 " 】 【少女1回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【成女2回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】 【少女準々決勝】 【 " 】	【成女準々決勝】 【 " 】		

栃木市：成年男子・少年男子      下野市・野木町：成年女子・少年女子

## 報告第4号

### 会長が専決処分した事項

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第14条第1項の規定に基づき下記のとおり会長が専決処分を行ったことから、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるもの。

- 1 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会令和3年度収支補正予算について、次の理由により専決処分を行ったもの。

#### 補正理由

三重国体や栃木国体リハーサル大会の中止、広報啓発のための各種イベント中止に伴い、実行委員会予算の執行残額が大幅に生じたため、予算減額の補正を行った。

支出の部の減額にともない、収入の部において市補助金減額を行ったもの。

- 2 令和3年度に当市において開催予定であった競技別リハーサル大会について、新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、状況に応じた開催可否判断が必要であり、共催市町及び競技団体等の早急な協議が必要であったため、常任委員会を開催しているいとまがないことから専決処分を行ったもの。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 令和3年度収支補正予算

令和4年1月11日付け会長専決

1 収入の部

(単位:千円)

科目	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	備考
市補助金	80,000	△58,500	21,500	下野市補助金
繰越金	1	0	1	前年度繰越金
雑収入	1	0	1	預金利子等
合計	80,002	△58,500	21,502	

2 支出の部

(単位:千円)

科目	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	備考
総務費	757	△41	716	
会議費	202	△26	176	食糧費、郵送料等
事務局費	555	△15	540	事務用消耗品費、振込手数料、備品購入費等
開催推進費	15,475	△2,838	12,637	
調査研究費	2,075	△1,791	284	三重国体視察調査費、事業概要説明会負担金等
開催推進事業費	13,400	△1,047	12,353	報償費、需用費、役務費、委託料(本大会輸送交通計画策定業務・ホームページ保守管理・広報啓発品製作等)、図書費等
リハーサル大会運営費	63,767	△55,621	8,146	
サッカー運営費	20,440	△18,692	1,748	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料(競技会場等設営・看板製作・警備等)、使用料、備品購入費等
ハンドボール運営費	43,327	△36,929	6,398	
予備費	3	0	3	予備費
合計	80,002	△58,500	21,502	



# いちご一会とちぎ国体下野市競技別リハーサル大会開催可否判断基準

## 1. 目的

この基準は、令和3年度に開催予定の下野市競技別リハーサル大会において、新型コロナウイルス感染症対策による大会開催の判断基準について整理するものとする。

## 2. 整理するにあたっての注意事項

- (1)この基準は、あくまでも大会主催者の一員として、開催可否を判断する考え方であり、最終的な判断を求められる場合は、県や共催市町、県競技団体及び中央競技団体等との協議のうえ決定するものとする。
- (2)リハーサル大会の開催にあつては、栃木県が定める「栃木県新型コロナ警戒度基準」に基づき判断するとともに、影響が懸念される近隣都県の感染状況についても注視する。
- (3)この判断基準は、常に今後の感染状況により見直し、更新していくものとする。

### 【栃木県新型コロナ警戒度基準】

○警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安並びに警戒度レベルに応じた措置・要請(想定)を設定  
 ⇒各指標の推移(変化のスピード、増減の傾向)や近隣都県の感染状況等を踏まえ、警戒度レベルを総合的に判断し、感染状況の特徵に応じた必要な要請を行うことで、感染拡大を防止  
 ※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

## 3. 「栃木県新型コロナ警戒度基準」による開催判断基準

警戒度レベル 項目	国(県)ステージ4 (緊急事態措置)	国(県)ステージ3 (まん延防止等重点措置)	県版ステージ2.5 「厳重警戒」	県版ステージ2 「感染注意」	県版ステージ1 「感染観察」
状況(イメージ)	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階  大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階  ステージIIと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階  クラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。		感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階
措置・要請	【緊急事態措置として講じる措置】  ○事業者に対し時短要請～休業要請 ○県民に外出自粛要請 ○イベント開催制限～停止など  ※国による緊急事態措置区域の指定前でも同程度の要請を行うことを検討	【まん延防止等重点措置として講じる措置】  ○事業者に対し時短要請 ○県民に知事の定める区域・業態にみだりに出入りしないことを要請 ○イベント開催制限など  ※国による重点措置区域の指定前でも同程度の要請を行うことを検討	○県民に感染が拡大している地域(緊急事態措置区域、重点措置区域)への不要不急の移動は避けることを要請 ○県民に感染リスクの高い場所への外出を避けることを要請	○県民に感染が拡大している地域(緊急事態措置区域、重点措置区域)への不要不急の移動は慎重に検討することを要請	(各ステージ共通事項)  ○県民に対して感染リスクが高まる「5つの場面」での注意、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けること、基本的な感染防止対策の徹底を要請 ○事業者に対して感染拡大防止のための適切な取組やテレワークの推進を要請 ○感染状況に応じたイベント開催制限(イベント開催時の必要な感染防止策に留意)
大会2か月前	中止の検討が必要	無観客での開催を想定 ※感染拡大のリスクを減らすため、「無観客開催」を想定する。 ※この時点で、ステージ3の場合は、無観客開催での準備を進める。		有観客での開催を検討 ※近隣都県の感染状況等を踏まえ、概ね「ステージ2以下」であること。	
大会1か月前	中止の検討が必要	無観客での開催		有観客での開催	
大会中止決定の基準	○緊急事態宣言が発令されている場合(栃木県及び近隣都県) ○イベント開催自粛要請がなされた場合 ○県内医療機関の新型コロナ感染症患者受け入れが対応不可となった場合 ○各都道府県選手の参集が困難な場合(申込済み参加都道府県数の1/4以上) ○協議会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合 ○その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により、大会の開催が困難と想定される場合				

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会  
第3回 常任委員会

議 案 事 項



## 議案第1号

### いちご一会とちぎ国体下野市炬火イベント実施要項（案）

#### 1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市炬火イベント実施計画に基づき、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する炬火イベントの実施について必要な事項を定めるものとする。

#### 2 実施内容

炬火イベントの内容は以下のとおりとする。

- (1) 炬火の名称の募集、選考及び発表。
- (2) 炬火採火イベント
- (3) 炬火集火イベント

#### 3 炬火名の募集、選考及び発表

- (1) 下野市の炬火にふさわしい名称を広く市民等から募集する。
- (2) 募集期間は、令和4年4月1日（金）から5月31日（火）までとする。
- (3) 競技式典専門委員会において、応募のあった名称の中から下野市の炬火名を選考する。
- (4) 選考された炬火名は、炬集火イベントで発表する。

#### 4 炬火採火イベント

炬火は次のとおり採火する。

- (1) 採火方法は、下野市に因んだ方法を基本とする。
- (2) 令和4年8月までに、下野市内において採火を実施する。

#### 5 炬火集火イベント

採火した火を一つにまとめるための集火イベントを行う。

- (1) 大会の開催機運を高めるとともに、市民の参加意欲を醸成するため、集火イベントを実施する。
- (2) 集火は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が行う集火までに実施する。
- (3) 集火の実施にあたっては、安全確保に十分注意する。

#### 6 炬火の保管

- (1) 採火または集火した炬火は、ハクキンカイロに移し、実行委員会が保管する。
- (2) 実行委員会が保管する炬火は、県実行委員会が実施する炬火集火式典で使用し、県実行委員会が指定する集火場所まで搬送する。

#### 7 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 議案第2号

### いちご一会とちぎ国体下野市炬火名募集要項（案）

#### 1 目的

第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」の開催に当たり、下野市で採火される「炬火（きょか）」の名称を広く市民などから募集することを目的とする。

#### 2 募集内容

第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」に係る下野市の「炬火」の名称

#### 3 募集期間

2022年4月1日（金）～5月31日（火）※必着

#### 4 応募資格

(1) 小学生以上の下野市在住、在勤または在学の方

(2) 以下、すべての日程に参加できる方

- |             |       |           |          |
|-------------|-------|-----------|----------|
| ①炬火名発表イベント  | 2022年 | 8月        | 予定       |
| ②総合開会式練習会   | 2022年 | 9月 3日（土）  | 予定       |
| ③総合開会式リハーサル | 2022年 | 9月24日（土）  | 予定       |
| ④集火セレモニー    | 2022年 | 10月 1日（土） | 総合開会式内式典 |

(3) 火が付いたトーチ（総重量約400g）を持って軽いランニングが出来る方

#### 5 規格等

(1) 下野市の歴史、文化、自然など魅力をPRするもので「下野市らしさ」を表したものとし、命名理由も必要とする。

(2) 炬火名は「○○○○の火」とし、文字数は20字以内とする（「の火」も字数に含む）。

#### 6 賞及び副賞

入賞者（最優秀賞・優秀賞）には、賞状及び副賞を贈呈し、応募者全員に参加賞を進呈する。

#### 7 応募方法

応募用紙（様式第1号）に必要事項を記入の上、下野市実行委員会事務局に、郵送、FAX、電子メール又は持参する。

## 8 選考及び発表

- (1) 炬火名の審査は、市実行委員会が設ける審査委員会が行い、最優秀賞1点、優秀賞2点を決定する。
- (2) 最優秀賞は下野市の炬火名として採用する。また、最優秀賞及び優秀賞は、市実行委員会が行う炬火イベント（2022年8月31日までに実施予定）において発表するとともに、表彰を行う。
- (3) 採用された炬火名の命名者を、とちぎ国体総合開会式炬火式典下野市代表者に選定する。
- (4) 最優秀賞、優秀賞については、命名者の氏名、勤務先名（学校名）、年齢もしくは学年を公表する。

## 9 応募上の注意

- (1) 応募は1人につき、1点とし、自作のもので未発表のものに限る。
- (2) 応募に係る費用は、すべて応募者負担とする。
- (3) 応募された炬火名の著作権その他一切の権利は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会に帰属する。
- (4) 応募された炬火名の著作権等に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任となる。
- (5) 入賞作品について、著作権その他の権利侵害や、法令違反が判明した場合は、その賞を取り消すことがある。
- (6) 個人情報については、選考・発表にかかる事項以外には使用しない。ただし、入賞者の氏名、勤務先又は学校名、年齢又は学年については公表する場合がある。
- (7) 入賞者のみ本人に通知する。また、応募作品に関する採用及び不採用理由等については、一切回答しない。
- (8) 最優秀作品は「下野市の炬火名」として、開催機運醸成のため、活用する場合がある。

## 10 応募及び問い合わせ先

〒329-0492

栃木県下野市笹原26（下野市役所スポーツ振興課）

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局

TEL : 0285 - 32 - 8920 FAX : 0285 - 32 - 8611

E - Mail : [kokutai2022@city.shimotsuke.lg.jp](mailto:kokutai2022@city.shimotsuke.lg.jp)

※参考

平成 27 年	和歌山国体	和歌山市	輝け 紀の国 希望の火
平成 28 年	岩手国体	盛岡市	盛岡の 未来をかざす 希望の火
平成 29 年	愛媛国体	伊予市	伊予の海・山・えがおを照らす五色の火
平成 30 年	福井国体	敦賀市	輝いて みなとつるがの 希望の火
令和元年	茨城国体	龍ヶ崎市	龍おどる 大地に広がる 勇気の火

# 下野市炬火名応募用紙

送付先

〒329-0492 下野市笹原26(下野市役所スポーツ振興課)

FAX: 0285-32-8611

E-Mail: [kokutai2022@city.shimotsuke.lg.jp](mailto:kokutai2022@city.shimotsuke.lg.jp)

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局

ふりがな										
炬火名 (20字以内)										
										の火
炬火名に込めた 想い										
住所	〒            —									
ふりがな										
氏名										
電話番号								年齢 (学年)	(	歳 年)
勤務先 または 学校名										

## 炬火名の例

開催年	市町村名	炬火名
平成29年愛媛国体	伊予市	伊予の海・山・えがおを照らす五色の火
平成30年福井国体	敦賀市	輝いてみなとつるがの希望の火
令和元年 茨城国体	龍ヶ崎市	龍おどる大地に広がる勇気の火

## 応募上の注意

- (1) 応募は1人につき、1点とし、自作のもので未発表のものに限ります。
- (2) 応募に係る費用は、すべて応募者負担になります。
- (3) 応募された炬火名の著作権その他一切の権利は、市実行委員会に帰属します。
- (4) 応募された炬火名の著作権等に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任になります。
- (5) 入賞作品について、著作権その他の権利侵害や、法令違反が判明した場合は、その賞を取り消すことがあります。
- (6) 個人情報については、選考・発表にかかる事項以外には使用しません。ただし、入賞者の氏名、勤務先又は学校名、年齢又は学年については公表する場合があります。
- (7) 入賞者のみ本人に通知します。また、応募作品に関する採用及び不採用理由については、一切回答しません。
- (8) 最優秀作品は「下野市の炬火名」として、開催機運醸成のために活用する場合があります。

議案第3号

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】

年度	2018年度(4年前)	2019年度(3年前)	2020年度(2年前)	2021年度(1年前)	2022年度(開催年)
⑥ 競技	<p>競技式典専門委員会</p>	<p>競技運営基本計画策定</p> <p>競技用具整備計画検討</p> <p>リハ大会開催基本計画策定</p> <p>練習会場地案作成</p>	<p>競技別実施計画策定</p> <p>競技用具整備計画策定</p> <p>競技用具整備</p> <p>競技役員等編成(案)作成</p> <p>競技会係員・補助員編成計画策定</p> <p>競技別リハーサル大会実施要項策定</p> <p>練習会場協力依頼</p> <p>デモスポ実施要項検討</p> <p>情報通信基本計画策定</p> <p>情報通信業務実施要項策定</p>	<p>競技別実施要項策定</p> <p>競技日程・組合せ表(案)作成</p> <p>競技役員等編成決定・委嘱</p> <p>競技会係員・補助員編成決定及び養成</p> <p>練習会場借用依頼</p> <p>デモスポ実施要項策定</p> <p>臨時通信施設架設置</p>	<p>競技別プログラム作成</p> <p>組合せ抽選会実施</p> <p>競技会係員・補助員の委嘱</p> <p>デモスポ開催</p>
⑦ 式典			<p>式典基本計画策定</p> <p>式典実施要項策定</p> <p>炬火イベント実施計画策定</p>	<p>リハーサル大会開始式・表彰式の実施</p> <p>炬火イベント実施要項策定</p> <p>炬火名募集要項策定</p> <p>炬火名選考委員会設置要領策定</p> <p>追加</p>	<p>各競技会開始式・表彰式の実施</p> <p>炬火イベント実施</p>
⑧ 施設		<p>施設整備基本計画策定</p> <p>競技施設整備の実施</p>	<p>リハ大会会場設営仕様書作成</p>	<p>リハ大会会場設営</p> <p>大会会場設営仕様書作成</p>	<p>大会会場設営</p>
⑨ 宿泊		<p>宿泊基本計画策定</p> <p>第一次仮配宿シミュレーション</p>	<p>第二次仮配宿シミュレーション</p> <p>大会弁当調達要項作成</p>	<p>大会宿泊要項作成</p> <p>第三次仮配宿シミュレーション</p> <p>リハ大会弁当調達</p>	<p>大会宿泊本部設置</p> <p>大会配宿実施</p> <p>大会弁当調達</p>
⑩ 医事衛生		<p>医事衛生基本計画策定</p> <p>医療救護対策要項策定</p> <p>感染症(防疫)対策要項策定</p> <p>食品衛生対策要項策定</p> <p>環境衛生対策要項策定</p>	<p>医療救護対策実施要領策定</p> <p>感染症(防疫)対策要領策定</p> <p>食品衛生対策要領策定</p> <p>環境衛生対策要領策定</p>	<p>リハ大会救護所設置</p> <p>防疫対策実施計画策定</p> <p>食品衛生対策実施計画策定</p> <p>環境衛生対策実施計画策定</p> <p>廃棄物処理計画策定</p>	<p>大会救護所設置</p> <p>医事衛生本部設置</p> <p>廃棄物処理実施</p>
国体開催県:	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県	栃木県

第77回国民体育大会開催



## 議案第4号

いちご一会とちぎ国体競技会場地輸送バスあっせん業務委託に係る随意契約について

いちご一会とちぎ国体における関係者等の輸送に必要なバスの確保にあつては、市町実行委員会間のバス確保の競合防止、市町実行委員会及びバス事業者における事務の煩雑防止等の理由のより、県実行委員会が市町実行委員会分も含めて一括して総量確保を行う「バスあっせん方式」を採用する事としている。(別紙1「いちご一会とちぎ国体競技会場地輸送バスあっせんについて」に記載の通り)

この「バスあっせん方式」により市町へ配車されたバスの借りに係る費用については、個別のバス業者に直接支払う事はせず、あっせん業務を担う県委託先(輸送センター)を介してバス業者へと支払われる。

したがって、市町実行委員会は県委託先と以下の内容にて業務委託契約を締結する必要があり、また業務の特性上、本業務を受注できるものが他にいないことから、1者との随意契約を締結することが適しており、その承認を得るべく総会に付議するものである。

### 【契約の概要(現時点での予定)】

#### 1. 業務名称

国体借上バス斡旋業務委託

#### 2. 契約相手方(県委託先と同一業者)

JKK共同企業体

(株式会社JTB宇都宮支店、関東自動車株式会社、関東旅行株式会社)

#### 3. 業務内容

市実行委員会が希望するバス台数の確保、手配を行う、バス斡旋(借上)業務

#### 4. 委託料

詳細は別紙2「いちご一会とちぎ国体競技会場地輸送バス借上げに係る運賃・料金等について」に記載の通り

※現時点見込み額184,600円/台(大型バス)

#### 5. 事業総額(見込額)

184,600円×101台=18,644,600円

#### 6. 工期

総会終了後の5月下旬から令和4年11月下旬まで(予定)

#### 7. 随意契約とする理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。

参考：地方自治法施行令 第167条の2 (一部抜粋)

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

## いちご一会とちぎ国体第 5 回市町村宿泊・輸送担当者会議 いちご一会とちぎ国体競技会場地輸送バスあっせんについて

### 1 「バスあっせん方式」の採用

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）では、いちご一会とちぎ国体における大会参加者及び一般観覧者等の輸送に必要なバス確保について、先催県の事例を踏まえ、次の理由により会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）分も含めて県委員会が一括して総量確保を行う「バスあっせん方式」を採用する。

#### (1) バス確保の競合防止

県委員会、会場地委員会におけるバス確保の競合を防ぎ、公平なバス確保が可能

#### (2) 会場地委員会及びバス事業者における事務の煩雑防止

契約、配車依頼・指示、精算等の交渉窓口を一本化することで、会場地委員会及びバス事業者の事務を簡素化し、混乱を防止

#### (3) 安定かつ効率的な輸送の実施

「バスあっせん方式」では、可能な限り地元バスを優先して会場地委員会に配車するため、安定かつ効率的な輸送を行うことが可能

### 2 会場地委員会へのバスあっせん方法

#### (1) バス確保

県委員会は、県内外のバス協会へ協力要請を行うとともに、県委員会が契約する輸送業務の受託者（以下「県契約受託者」という。）は、バス事業者に対する提供可能台数調査、仮予約業務等を行い、バス総量を確保する。

なお、バス確保に当たっては、県内バスを最優先とし、不足する場合は、近県から確保を進めていく。

#### (2) 運賃・料金等

県委員会は、適正なバス借上料金等を設定するために必要な調査、調整を行い、関東運輸局が公示する「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」を踏まえたバス運賃・料金等を設定し、会場地委員会に提示する。

#### (3) バスあっせん

会場地委員会へのバスあっせんは、県契約受託者が行い、必要バス台数を確保するとともに、確実にバスを配車する。

#### (4) バスあっせんの対象範囲

ア 対象車両 国体の正式競技及び特別競技の運営に必要なバス車両とする。

イ 対象期間 国体の会期前競技開催の 3 日前となる令和 4 (2022) 年 9 月 7 日 (水) から総合閉会式の翌日となる令和 4 (2022) 年 10 月 12 日 (水) までとする。

#### (5) 業務内容

当該業務における各会場地委員会と県契約受託者の業務内容は次のとおりとする。

なお、県契約受託者の業務内容には、各会場地委員会が行う競技会輸送計画の策定及びバス運行管理等の実施業務は含まれない。

##### ア 会場地委員会

(ア) バス運行計画の入力（配車日時・場所・図面・必要台数・運行行程等）

(イ) バス運行管理（バス誘導・乗降場管理・バス発着判断・指示等）

(ウ) 乗降客の案内・整理

##### イ 県契約受託者

(ア) バス確保・配車

(イ) バス事業者へのバス運送申込書の提出

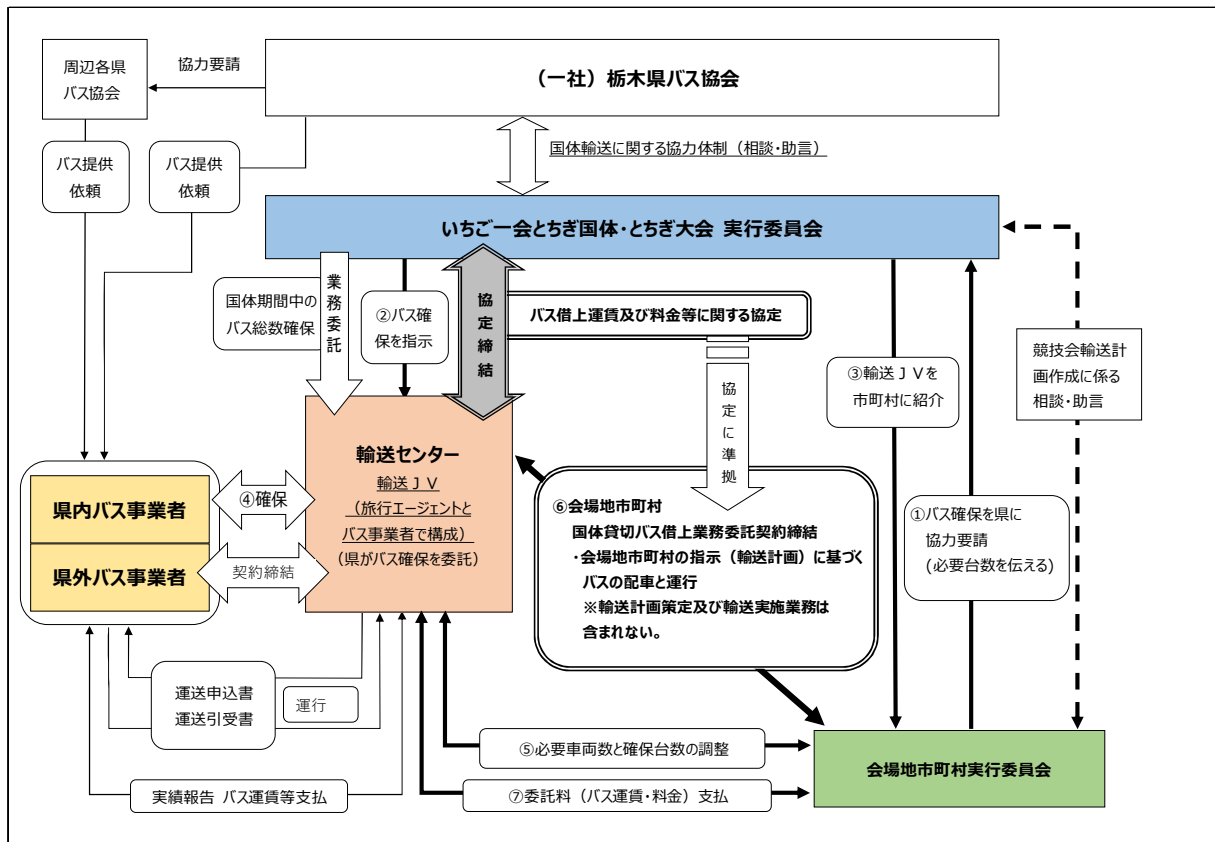
(ウ) バス事業者からのバス運送引受書の収受

(エ) バス運行計画に基づく運行（バス事業者が実施）

(6) 契約と精算

会場地委員会は、開催年度において、県契約受託者と個別にバス借上げに係る委託契約を締結後バスのあっせんを受け、業務終了後に精算する。

<「バスあっせん方式」の流れ>



- ① バス確保を県委員会に協力要請 (会場地委員会→県委員会)
- ② バス確保を輸送 J V に指示 (県委員会→輸送 J V)
- ③ 輸送 J V を会場地委員会に紹介 (県委員会→会場地委員会)
- ④ バスの確保 (輸送 J V ⇄ バス事業者)
- ⑤ 必要車両数と確保台数の調整 (会場地委員会 ⇄ 輸送 J V)
- ⑥ 国体貸切バス借上業務委託契約締結 (会場地委員会 ⇄ 輸送 J V)
- ⑦ 委託料 (バス運賃・料金) 支払 (会場地委員会→輸送 J V)

## いちご一会とちぎ国体 競技会場地輸送 バス借上げに係る運賃・料金等について

会場地市町が支払うバス借上げ運賃・料金等は、以下に記載する費用を合算し、算定するものとする。

なお、この運賃・料金等は、令和4年8月30日（火）から令和4年10月6日（木）までの間（以下、「適用期間」という）に借上げるバスに適用し、適用期間中のバス運行実績に基づき、運賃・料金及び共通負担経費を算出するものとする。

### 【総則】

- ・借上げバスの車種区分は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日付中運局公示第167号）」の別紙2「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」の区分による。
- ・借上時間とは、出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間として、それぞれ1時間ずつ合計2時間と走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）を合算した時間をいう。
- ・1日の借上時間は、16時間を限度とする。
- ・走行距離とは、出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。
- ・端数処理は、以下のとおりとする。
  - ア 借上時間の計算は、1時間単位とし、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。
  - イ 走行距離の計算は、10キロメートル単位とし、10キロメートル未満は切り上げる。

### 【運賃・料金等】

#### 1 バス借上げ運賃・料金

各車種別の1台当たりの運賃・料金の額は、〔表1〕のとおりとする。

〔表1〕バス借上げ運賃・料金（税別）

業 態	車 種	バス借上げ運賃・料金（税別）
貸 切	大型車	136,000円
	中型車	117,000円
	小型車	97,000円
乗 合	貸切と同様の取扱いとする。	

※ 本運賃・料金は、実車を伴う日に適用する。

#### 2 共通負担経費 **※現時点において、県では35,000円(税込)/台を見込んでいる。**

共通負担経費とは、適用期間中に会場地市町が負担する以下の項目ア～オの運賃・料金等の総額を、適用期間中に会場地市町が借上げるバスの総数で除して算出される各会場地市町で共通に負担するバス1台当たりの経費をいう。

なお、共通負担経費は、運行実績をもとに県実行委員会が決定するものとする。

## ア 超過運賃

借上時間と走行距離の実績に〔表2〕の各運賃単価を乗じた額の合算が〔表1〕の額を超過した場合は、その超過額を超過運賃として加算する。

〔表2〕 運賃単価（税別）

業 態	車 種	時間制運賃単価 （1時間あたり）	キロ制運賃単価 （1kmあたり）
貸 切	大型車	7,680円	170円
	中型車	6,480円	150円
	小型車	5,560円	120円
乗 合	貸切と同様の取扱いとする。		

## イ 深夜早朝運行料金

深夜22時以降翌朝5時までの間に借上時間が含まれた場合、当該時間に〔表3〕の単価（時間制運賃単価の20%、10円未満切り捨て）を乗じた額を深夜早朝運行料金として別途加算する。

〔表3〕 深夜早朝運行料金（税別）

業 態	車 種	深夜早朝運行料金（1時間あたり）
貸 切	大型車	1,530円
	中型車	1,290円
	小型車	1,110円
乗 合	貸切と同様の取扱いとする。	

## ウ 高速道路・有料道路利用料及び駐車料

実費とする。

## エ 乗務員宿泊料

乗務員1名につき1日当たり8,000円（税別）とする。

## オ 実車を伴わない日の回送に係る運賃・料金等

会場地市町の輸送実施計画上、配車日の前日に回送する必要がある場合など実車を伴わない日の回送に係る運賃・料金等は、借上時間と走行距離の実績に〔表2〕の各種運賃単価を乗じた額の合計額と高速道路・有料道路利用料及び駐車料の実費並びに乗務員宿泊料の合算額とする。

## 3 消費税及び地方消費税

運賃・料金等（高速道路・有料道路利用料及び駐車料を除く）を併算した額に、消費税及び地方消費税に相当する額を別途加算する。

### 【違約料】

会場地市町が運送（配車）を解除した場合（台風等の自然災害及び感染症の拡大を要因とする運送（配車）の解除を含む）、会場地市町が支払う違約料は〔表4〕のとおりとする。

〔表4〕 違約料（税別）

解除した時期	請求できる違約料
配車日の21日前から8日前まで	借上運賃・料金の 20%
配車日の 7日前から3日前正午まで	借上運賃・料金の 60%
配車日の 3日前正午から配車日まで	借上運賃・料金の 100%

※消費税及び地方消費税に相当する額を別途加算する。

### 【参考】

現時点での大型バス1台あたりの費用（見込み額）は、  
バス借上げ運賃（136,000円×1.1）+共通経費（35,000円）  
=184,600円

## 審議第1号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第11条第4項第3号の規定により、令和3年度事業報告を提案する。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 令和3年度事業報告（案）

### 1 会議等の開催

#### (1) 総会

○第3回総会（書面開催）

期日：令和3年5月13日（木）

場所：—

主な内容：【報告事項】下野市競技別リハーサル大会の概要、競技会場等設計 等

【議案事項】令和2年度事業報告・収支決算、令和3年度事業計画・収支予算の審議・決定

#### (2) 常任委員会

○第3回常任委員会（予定）

期日：令和4年3月18日（金）

場所：スポーツ交流館2階大会議室

主な内容：【報告事項】本大会開催概要、令和3年度収支補正予算 等

【議案事項】総務企画・競技式典・宿泊衛生・輸送交通専門委員会への付託事項（各種計画・要項・要領等）の審議・決定

#### (3) 専門委員会

ア 総務企画専門委員会

○第5回総務企画専門委員会

期日：令和3年7月29日（木）

場所：市役所3階304会議室

○第7回総務企画専門委員会（書面開催）

期日：令和4年2月21日（月）

場所：—

主な内容：総務企画専門委員会所管各種基本計画・要項・要領等審議

イ 競技式典専門委員会

○第5回競技式典専門委員会

期日：令和3年7月29日（木）

場所：市役所3階304会議室

○第6回総務企画専門委員会（書面開催）

期日：令和3年11月11日（木）

場所：—

○第6回競技式典専門委員会（書面開催）

期日：令和4年2月21日（月）

場所：—

主な内容：競技式典専門委員会所管各種基本計画・要項・要領等審議

#### ウ 宿泊衛生専門委員会

- |                                 |                     |
|---------------------------------|---------------------|
| ○第5回宿泊衛生専門委員会                   | ○第6回宿泊衛生専門委員会（書面開催） |
| 期日：令和3年7月26日（月）                 | 期日：令和4年1月24日（月）     |
| 場所：市役所2階203会議室                  | 場所：—                |
| 主な内容：宿泊衛生専門委員会所管各種基本計画・要項・要領等審議 |                     |

#### エ 輸送交通専門委員会

- |                                 |                     |
|---------------------------------|---------------------|
| ○第5回輸送交通専門委員会                   | ○第6回輸送交通専門委員会（書面開催） |
| 期日：令和3年7月26日（月）                 | 期日：令和4年2月18日（金）     |
| 場所：市役所2階203会議室                  | 場所：—                |
| 主な内容：輸送交通専門委員会所管各種基本計画・要項・要領等審議 |                     |

#### (4) 庁内推進組織（庁内推進本部・実施本部）

- 令和3年度第1回下野市いちご一会とちぎ国体庁内実施本部会議  
期日：令和3年5月21日（金）  
主な内容：競技別リハーサル大会に係る職員動員計画
- 令和3年度第1回下野市いちご一会とちぎ国体庁内推進本部会議  
期日：令和4年2月17日（木）  
主な内容：いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会常任委員会資料協議

## 2 各種計画・要項等の策定

- (1) 輸送計画の策定
- (2) 炬火イベント実施要項、炬火名募集要項の策定
- (3) 競技別リハーサル大会売店出店者募集要領、ふるまい協力団体等募集要領、PRポスター審査要領、売店出店者募集要領、炬火名選考委員会設置要領の策定

## 3 競技別リハーサル大会実施・本大会競技会場実施設計書の修正

指名競争入札により業者を選定し、競技別リハーサル大会・本大会における競技会場設計、仮設物・看板等の設営撤去を委託し、大会運営を実施。翌年度以降設営委託のための基礎資料の修正を予定していたが、ハンドボール競技会、サッカー競技会とも新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となってしまった。

## 4 事業の推進

### (1) 広報・啓発活動

国体開催機運醸成のため、次のオリジナルグッズの製作に取り組むとともに、昨年度に引き続き、市民の方を対象に「花いっぱい運動」「手作り応援のぼり旗」「PRポスター」募集の取組を実施。また、県実行委員会と連携し国体ダンスの普及、広報イベントを開催。



- PR用封筒
- オリジナルトートバック
- オリジナルポロシャツ
- PRクリアファイル
- 応援のぼり旗
- オリジナル缶バッジ
- ビーズキーホルダー (はくつる会制作)



ダンスキャラバン隊による国体ダンス普及活動

※緊急事態宣言発令に伴いキャラバン隊の活動が制限されるなか、本市においては3か所で実施。

- 令和3年7月9日(金) 愛泉幼稚園
- 令和3年10月30日(日) 緑小学校
- 令和3年11月15日(月) 古山小学校



県実行委員会と連携したイベントの開催

- 令和3年6月12日(土)  
県民の日記念イベント  
「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会PRエリア」
- 令和3年10月16日(土)  
「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会開催1年前及び冬季大会開催100日前イベント」(オンラインでの開催)



(2) インターネットによる広報

- いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会WEBサイトの運用
- Twitter等のSNSによる情報発信

ホームページQRコード



WEBサイトでは市長挨拶、輝け下野エール大使からのメッセージを公開中



### (3) 工作物等による広報

- 市内全小中学校・石橋高校・国分寺特別支援学校横断幕掲出
- 石橋体育センター懸垂幕掲出
- 大松山運動公園陸上競技場スタンド階段PR広告
- 庁舎南口ロビーにPRコーナー（パンフレットスタンド）設置
- J R石橋駅・庁舎内にカウントダウンボード設置
- 国体イルミネーションパネル設置（J R石橋駅西ロペディストリアンデッキ時計台前）
- PR用顔出しパネル設置（大松山運動公園こもれび広場）
- 電柱広告の設置
- ゆうがおバス国体ラッピング実施（壬生町、上三川町との1市2町連携事業）



### (4) 小中学校と連携した取組

- いちご一会花リレー（令和3年度試行栽培）
- 手作り応援のぼり旗の作成



### (5) 広報啓発事業に係る式典の開催

- 「いちご一会とちぎ国体500日前記念国体ラッピングバスお披露目式（1市2町広域連携事業）」 令和3年5月19日（水）
- 「いちご一会とちぎ国体下野市カウントダウンボード除幕式・感謝状贈呈式」 令和3年7月21日（水）
- 「いちご一会とちぎ国体下野市PRポスターコンクール表彰式」 令和3年12月18日（土）



#### (6) 企業・団体協賛の応募状況について

令和3年度における協賛応募実績については下記の通り。

協賛企業・団体（1団体）

○栃木県環境美化協会下野市支部

・加盟企業：(有) アオキ (有) 協同サービス (有) 国分寺産業  
(有) 小堀正之商店 栃南産業(株)

・協賛物品：国体下野市カウントダウンボード（30万円）

・備考：7月21日（水）にカウントダウンボード除幕式・感謝状贈呈式を開催。

#### 4 関係機関及び競技団体との連絡調整

(1) 県実行委員会（県国体担当部局）との連絡調整

(2) 共催市町、サッカー・ハンドボール関係団体との連携・連絡調整

(3) 関係機関・団体等（警察署、消防署、県南健康福祉センター等）との連絡調整

#### 5 先催都市の準備状況等の調査及び研究

(1) 三重とこわか国体中止

※国体は中止となったが開催直前までの事務引継ぎについては三重県各自治体で開催。

(2) 事務引継ぎ

○ハンドボール競技会

開催日：10月5日 場所：鈴鹿市役所別館第3会議室

開催市町：鈴鹿市、いなべ市

○サッカー競技会

開催日：10月7日 場所：鈴鹿市役所本庁9階902会議室

開催市町：鈴鹿市、伊勢市、伊賀市

## 審議第 2 号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第 1 1 条第 4 項第 4 号の規定により、令和 3 年度収支決算を提案する。

## いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 令和 3 年度収支決算（案）

## 1 収入の部

(単位:円)

科 目	当初予算額	補正額	予算現額	決算額	比較	備考
市補助金	80,000,000	△58,500,000	21,500,000	21,500,000	0	
繰越金	1,000	0	1,000	0	△1,000	
雑収入	1,000	0	1,000	79,632	78,632	利子、共催市町負担金等
合 計	80,002,000	△58,500,000	21,502,000	21,579,632	77,632	

## 2 支出の部

(単位:円)

科 目	当初予算額	補正額	予算現額	決算額	比較	備考
総務費	757,000	△41,000	716,000	407,346	△308,654	
会議費	202,000	△26,000	176,000	119,494	△56,506	
事務局費	555,000	△15,000	540,000	287,852	△252,148	
開催推進費	15,475,000	△2,838,000	12,637,000	11,744,986	△892,014	
調査研究費	2,075,000	△1,791,000	284,000	282,636	△1,364	
開催推進事業費	13,400,000	△1,047,000	12,353,000	11,462,350	△890,650	
リハーサル大会運営費	63,767,000	△55,621,000	8,146,000	8,142,560	△3,440	
サッカー運営費	20,440,000	△18,692,000	1,748,000	1,746,813	△1,187	
ハンドボール運営費	43,327,000	△36,929,000	6,398,000	6,395,747	△2,253	
予備費	3,000	0	3,000	0	△3,000	
合 計	80,002,000	△58,500,000	21,502,000	20,294,892	△1,207,108	

収入合計                      支出合計                      差引

21,579,632 円    -    20,294,892 円    =    1,284,740 円    (下野市へ返還)

2 月末日時点での執行状況等を勘案し、収支決算額を算出しており、現在約 128 万円の返還を見込んでいます。総会時には正式な決算となりまのでご了承ください。

## 審議第3号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第11条第4項第3号の規定により、令和4年度事業計画を提案する。

### いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 令和4年度事業計画（案）

#### 1 会議等の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
  - ア 総務企画専門委員会
  - イ 競技式典専門委員会
  - ウ 宿泊衛生専門委員会
  - エ 輸送交通専門委員会

#### 2 各種計画・要項等の策定

- (1) 各種計画の実施
- (2) 本大会関連各種要項の実施

#### 3 いちご一会とちぎ国体の開催

令和2年度に作成、令和3年度に一部修正した、いちご一会とちぎ国体下野市競技会場実施設計を基に競技会場設営撤去業務委託（指名競争入札）を行うとともに、いちご一会とちぎ国体下野市競技運営基本計画に基づき次の日程で競技会を開催する。

○キンボールスポーツ（デモンストレーションスポーツ）

9月17日（土）

○サッカー競技会（少年男子）

全体会期：10月2日～6日 うち下野市開催日は2日、4日、5日

○ハンドボール競技会（成年女子、少年女子）

全体会期：10月6日～10日 うち下野市開催日は6日～10日

#### 4 事業の推進

- (1) 総務企画関係
  - 大会予算執行
  - 大会報告書の作成
  - 広報啓発活動・市民運動の推進
  - 実行委員会ホームページの管理・運営
  - おもてなしの実施

- (2) 競技式典関係
  - 炬火イベントの実施
  - デモンストラーションスポーツの実施
  - いちご一会とちぎ国体各競技会の実施
- (3) 宿泊衛生関係
  - 配宿の実施
  - 弁当調達の実施
  - 医事衛生本部設置
  - 廃棄物処理の実施
- (4) 輸送交通関係
  - 計画輸送の実施
  - 輸送本部の設置
  - 消防警備本部の設置
- 5 関係機関及び競技団体との連絡調整
  - (1) いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会との連携・連絡調整及び市町村連絡会議等出席
  - (2) サッカー・ハンドボール関係団体との連携・連絡調整
  - (3) 共催市町間の連携・連絡調整
  - (4) 関係機関・関係団体等との連携・連絡調整
- 6 後催都市への事務引継ぎ
  - (1) サッカー競技会事務引継ぎ  
令和4年12月16日(予定)
  - (2) ハンドボール競技会事務引継ぎ  
令和5年1月中旬頃開催予定

## 審議第4号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第11条第4項第4号の規定により、令和4年度収支予算を提案する。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 令和4年度収支予算（案）

### 1 収入の部

（単位：千円）

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備考
市補助金	160,848	80,000	80,848	下野市補助金
共催市町負担金	3,375	0	3,375	競技共通物品作成に係る共催市町からの負担金
売店出店料	6	0	6	競技会場内への売店出店料
繰越金	1	1	0	前年度繰越金
雑収入	1	1	0	預金利子等
合計	164,231	80,002	84,229	

### 2 支出の部

（単位：千円）

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備考
総務費	677	757	△80	
会議費	333	202	131	食糧費、郵送料等
事務局費	344	555	△211	事務用消耗品費、振込手数料、備品購入費等
開催推進費	9,486	15,475	△5,989	
調査研究費	99	2,075	△1,976	旅費、負担金
開催推進事業費	9,387	13,400	△4,013	炬火イベント事業費、花いっぱい運動事業費、ボランティア活動事業費、普及啓発事業費等
本大会運営費	154,067	63,767	90,300	
本大会総務費	91,031	0	91,031	おもてなし事業費、仮設物設営撤去委託費、感染症対策費、競技用具購入費等
サッカー運営費	6,401	20,440	△14,039	報償費、需用費、役務費、委託料、負担金
ハンドボール運営費	5,133	43,327	△38,194	
キンボール運営費	1,895	0	1,895	報償費、需用費、役務費、委託料、賃借料
宿泊輸送費	49,607	0	49,607	輸送運営業務委託費、県合同配宿業務負担金、県バスあっせん業務委託費
予備費	1	3	△2	
合計	164,231	80,002	84,229	

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会  
第3回 常任委員会

参 考 資 料





いちご一会とちぎ国体 開催準備経過について

※ は市関係分

年 度	内 容
2012年度 (平成24年度)	(公財) 栃木県体育協会が平成34年第77回国民体育大会の招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出
	栃木県議会が国体招致を決議
2013年度 (平成25年度)	栃木県知事・栃木県教育委員会・栃木県体育協会会長の連盟により国民体育大会開催要望書を(公財) 日本体育協会及び文部科学省に提出
	(公財) 日本体育協会が平成34年第77回国民体育大会の栃木県開催を了解(内々定)
2014年度 (平成26年度)	第77回国民体育大会栃木県準備委員会の設立
	第77回国民体育大会栃木県準備委員会において開催基本方針の決定
2015年度 (平成27年度)	第77回国民体育大会開催基本構想の策定
	会場地市町村第2次選定 【サッカー(少年男子)、ハンドボール(全種別)】
2016年度 (平成28年度)	第1次選定、第2次選定12競技の中央競技団体正規視察
	栃木県議会において国民体育大会開催に関する決議
	デモンストレーションスポーツ(キンボールスポーツ)開催希望申請書を栃木県に提出
	デモンストレーションスポーツ第1次選定(キンボールスポーツ)内定通知
	第77回国民体育大会愛称・スローガンの決定 【愛称】いちご一会とちぎ国体 【スローガン】夢を感動へ。感動を未来へ。
	第77回国民体育大会マスコットキャラクターの制定 「とちまるくん」
2017年度 (平成29年度)	栃木県知事、栃木県教育委員会、栃木県体育協会の連盟により国民体育大会開催申請書を(公財) 日本体育協会会長及び文部科学省に提出
	(公財) 日本体育協会第3回理事会において第77回国民体育大会(本大会)の開催地に栃木県が内定
2018年度 (平成30年度)	第77回国民体育大会下野市準備委員会設立発起人会
	第77回国民体育大会下野市準備委員会設立総会・第1回総会
2019年度 (令和元年度)	(公財) 日本スポーツ協会理事会において第77回国民体育大会(本大会)の会期が2022年10月1日～11日に決定
	第77回国民体育大会下野市準備委員会第2回総会及びいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回総会
	(公財) 日本スポーツ協会理事会において第77回国民体育大会(本大会)の競技会会期が決定
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回常任委員会(専決)
2020年度 (令和2年度)	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回総会(書面)
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第3回専門委員会
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回常任委員会(書面)
2021年度 (令和3年度)	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第3回総会(書面)
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会
	ハンドボール競技リハーサル大会(中止)
	サッカー競技リハーサル大会(中止)
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第3回常任委員会

# いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、第77回国民体育大会において、下野市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 下野市を代表する者
- (2) 下野市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名

(2) 副会長 10名以内

(3) 常任委員 40名以内

(4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は下野市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

#### (会議の種類)

第10条 本会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

#### (総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

#### (常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

- 6 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまにない緊急の事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。  
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規程により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第16条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第17条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を得て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 本会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

### (解散)

第19条 本会はその目的が達成されたときに解散するものとする。

2 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 第8章 補足

### (委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この会則は、平成30(2018)年11月12日から施行する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この会則は、令和元(2019)年8月8日から施行する。

### (経過措置)

2 この会則の施行の際現に第77回国民体育大会下野市準備委員会の委員、顧問及び参与である者は、この会則の施行の日に、第4条第2項の規定によりい

ちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の委員に、第9条第2項の規定によりいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の顧問及び参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際現に準備委員会の専門委員である者は、この会則の施行の日に、第13条第1項の規定によりいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の専門委員に委嘱されたものとみなす。

4 この会則の施行の際現に効力を有する準備委員会の関係規程及び開催基本方針並びに各種計画中、「第77回国民体育大会」とあるものは「いちご一会とちぎ国体」と「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

## いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総会から

### 常任委員会への委任事項

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること
- 5 広報及び市民協働に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること



いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 委員

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	下野市	市長	広瀬 寿雄

【委員】 101名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
2	市議会関係	下野市議会	議長	小谷野 晴夫
3		下野市議会	副議長	大島 昌弘
4		下野市議会総務常任委員会	委員長	石田 陽一
5		下野市議会経済建設常任委員会	委員長	岡本 鉄男
6		下野市議会教育福祉常任委員会	委員長	松本 賢一
7		県競技団体	公益社団法人 栃木県サッカー協会	会長
8	栃木県ハンドボール協会		会長	五十嵐 清
9	栃木県キンボールスポーツ連盟		理事長	田村 孝士
10	市競技団体関係	下野市サッカー協会	会長	吉澤 賢一
11	スポーツ関係	下野市スポーツ推進審議会	副会長	増渕 進
12		下野市スポーツ推進委員会	会長	増渕 進
13		下野市スポーツ協会	副会長	吉澤 賢一
14		下野市スポーツ少年団	本部長	大山 茂
15		NPO法人夢くらぶ国分寺	理事長	増渕 進
16		NPO法人元気ワイワイ南河内	理事長	村尾 捷利
17		NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子
18		株式会社栃木サッカークラブ	代表取締役社長	橋本 大輔
19	学校関係	下野市小学校長会	会長	隅内 宏
20		下野市中学校長会	会長	倉井 典子
21		栃木県立石橋高等学校	校長	瀬端 徹
22		下野市幼稚園連合会	会長	小倉 康延
23		学校法人自治医科大学	学長	永井 良三
24	産業・経済関係	下野市商工会	会長	長 光博
25		石橋商工会	会長	吉田 宗司
26		宇都宮農業協同組合	代表理事組合長	横松 久夫
27		小山農業協同組合	代表理事組合長	渡邊 文雄
28		下野市青年クラブ協議会	会長	松本 裕介
29		下野市建設業協同組合	理事長	前原 正義
30		下野市造園建設業協同組合	理事長	大橋 久也
31		下野市管工事業協同組合	理事長	吉田 宗司
32		下野市本場結城紬振興協議会	会長	松本 脩
33		下野市立地企業連絡協議会	会長	小川 裕司
34		株式会社 道の駅しもつけ	取締役支配人	後藤 勲
35		企業組合すがたがわ	代表理事	池田 栄
36		通信・運輸関係	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社小金井駅	駅長
37	下野・壬生タクシー事業者協議会		会長	荒川 弘幸
38	日本郵便株式会社 下野小金井郵便局		局長	横山 雅彦
39	東日本電信電話株式会社栃木支店		支店長	小林 博文
40	東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社		支社長	金子 賢一
41	一般社団法人栃木県バス協会		会長	吉田 元
42	東京海上日動火災保険株式会社 小山支社		支社長	三浦 信明
43	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	会長	広瀬 寿雄
44		一般社団法人栃木県旅行業協会	会長	國谷 一男
45		石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄
46		下野市食生活改善推進員協議会	会長	佐藤 とよ子
47		下野市農村生活研究グループ協議会	会長	伊澤 和江
48		小山食品衛生協会石橋支部	支部長	阿部 澄夫
49		国分寺食品衛生協会	会長	篠崎 哲夫
50		南河内食品衛生協会	会長	須藤 好章

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
51	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	支部長	佐藤 慎
52		一般社団法人小山歯科医師会	会長	手束 公一
53		一般社団法人小山薬剤師会	会長	伊沢 泰直
54		公益社団法人栃木県看護協会小山地区支部	支部長	山口 美奈子
55		日本赤十字社栃木県支部下野市地区	地区長	広瀬 寿雄
56		自治医科大学付属病院	病院長	佐田 尚宏
57		医療法人社団友志会石橋総合病院	理事長	正岡 太郎
58		医療法人小金井中央病院	理事長	田中 昌宏
59	警備・消防関係	石橋地区消防組合消防本部	消防長	須田 実
60		下野市消防団	団長	倉井 茂樹
61		交通安全協会下野支部	支部長	奥田 勉
62		下野地区防犯協会連合会	会長	広瀬 寿雄
63		下野市交通指導員連絡協議会	会長	上野 友彦
64		下野市女性防火クラブ	会長	海老原 新子
65	社会団体関係	下野市自治会長連絡協議会	会長	川俣 一由
66		下野市国内交流協会	会長	川俣 一由
67		下野市国際交流協会	会長	伊沢 一郎
68		社会福祉法人下野市社会福祉協議会	会長	小口 昇
69		下野市子ども会育成会連絡協議会	会長	和久 信乃
70		下野市PTA連絡協議会	会長	伊澤 登志子
71		下野市老人クラブ連合会	会長	山田 博
72		下野市緑化推進委員会	会長	川俣 一由
73		下野市文化協会	会長	中川 賢一
74		一般財団法人 グリムの里いしばし	理事長	谷萩 昌道
75		下野市民生委員児童委員協議会	会長	渡邊 欣有
76		下野ライオンズクラブ	会長	田村 友輝
77		石橋ライオンズクラブ	会長	小林 英一郎
78		下野市身体障害者福祉会	会長	山本 隆
79		下野市ボランティア連絡協議会	会長	海老原 新子
80		下野市健康推進員協議会	会長	上野 文夫
81	報道関係	日本放送協会宇都宮放送局	局長	黒崎 めぐみ
82		株式会社産経新聞社宇都宮支局	支局長	鈴木 正行
83		株式会社下野新聞社下野支局	支局長	野村 明敏
84		株式会社テレビ朝日宇都宮支局	支局長	小平 和英
85		東京新聞宇都宮支局	支局長	萩原 誠
86		ケーブルテレビ株式会社	代表取締役	高田 光浩
87		株式会社とちぎテレビ	代表取締役社長	黒内 和男
88		株式会社栃木南部よみうり	営業部長	尾池 護
89		株式会社朝日新聞社宇都宮総局	総局長	向井 貴之
90		株式会社毎日新聞社宇都宮支局	支局長	棚部 秀行
91		株式会社読売新聞社小山支局	支局長	林 栄太郎
92	市関係	下野市	副市長	山中 庄一
93		下野市教育委員会	教育長	石崎 雅也
94		下野市総合政策部	部長	小谷野 雅美
95		下野市総務部	部長	手塚 均
96		下野市市民生活部	部長	山中 利明
97		下野市健康福祉部	部長	福田 充男
98		下野市産業振興部	部長	栃本 邦憲
99		下野市建設水道部	部長	保沢 明
100		下野市議会事務局	局長	谷田具 明夫
101		下野市教育委員会事務局	教育次長	近藤 善昭
102		下野市	会計管理者	木村 一枝
103		下野市	代表監査委員	大久保 武

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 顧問・参与

(順不同・敬称略)

【顧問】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
104	県議会関係	栃木県議会	議員	高山 和典

【参与】 23名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
105	市議会関係	下野市議会	議員	秋山 幸男
106	市議会関係	下野市議会	議員	石田 陽一
107	市議会関係	下野市議会	議員	岡本 鉄男
108	市議会関係	下野市議会	議員	松本 賢一
109	市議会関係	下野市議会	議員	大島 昌弘
110	市議会関係	下野市議会	議員	坂村 哲也
111	市議会関係	下野市議会	議員	伊藤 陽一
112	市議会関係	下野市議会	議員	五戸 豊弘
113	市議会関係	下野市議会	議員	貝木 幸男
114	市議会関係	下野市議会	議員	石川 信夫
115	市議会関係	下野市議会	議員	相澤 康男
116	市議会関係	下野市議会	議員	奥田 勉
117	市議会関係	下野市議会	議員	中村 節子
118	市議会関係	下野市議会	議員	高橋 芳市
119	市議会関係	下野市議会	議員	小谷野 晴夫
120	市議会関係	下野市議会	議員	磯辺 香代
121	市議会関係	下野市議会	議員	村尾 光子
122	市教育委員	下野市教育委員会	委員	永山 伸一
123	市教育委員	下野市教育委員会	委員	佐間田 香
124	市教育委員	下野市教育委員会	委員	熊田 裕子
125	市教育委員	下野市教育委員会	委員	石嶋 和夫
126	国・県関係	国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所 国分寺出張所	出張所長	松村 光雄
127	国・県関係	下野警察署	署長	森平 芳彦

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 役員

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	下野市	市長	広瀬 寿雄

【副会長】 7名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市議会関係	下野市議会	議長	小谷野 晴夫
2	産業・経済関係	下野市商工会	会長	長 光博
3		石橋商工会	会長	吉田 宗司
4	スポーツ関係	下野市スポーツ協会	副会長	吉澤 賢一
5	社会団体関係	下野市自治会長連絡協議会	会長	川俣 一由
6	市関係	下野市	副市長	山中 庄一
7		下野市教育委員会	教育長	石崎 雅也

【常任委員】 33名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市議会関係	下野市議会	副議長	大島 昌弘
2		下野市議会総務常任委員会	委員長	石田 陽一
3		下野市議会経済建設常任委員会	委員長	岡本 鉄男
4		下野市議会教育福祉常任委員会	委員長	松本 賢一
5	県競技団体	公益社団法人 栃木県サッカー協会	会長	星野 務
6		栃木県ハンドボール協会	会長	五十嵐 清
7		栃木県キンボールスポーツ連盟	理事長	田村 孝士
8	スポーツ関係	下野市スポーツ推進審議会	副会長	増淵 進
9		下野市スポーツ推進委員会	会長	増淵 進
10		NPO法人夢くらぶ国分寺	理事長	増淵 進
11		NPO法人元気ワイワイ南河内	理事長	村尾 捷利
12		NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子
13	学校関係	下野市小学校長会	会長	隅内 宏
14		下野市中学校長会	会長	倉井 典子
15		栃木県立石橋高等学校	校長	瀬端 徹
16	通信・運輸関係	下野・壬生タクシー事業者協議会	会長	荒川 弘幸
17		一般社団法人栃木県バス協会	会長	吉田 元
18	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	会長	広瀬 寿雄
19		石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄
20	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	支部長	佐藤 慎
21	警備・消防関係	下野市交通指導員連絡協議会	会長	上野 友彦
22	社会団体関係	社会福祉法人 下野市社会福祉協議会	会長	小口 昇
23		下野市子ども会育成会連絡協議会	会長	和久 信乃
24		下野市PTA連絡協議会	会長	伊澤 登志子
25	報道関係	株式会社下野新聞社下野支局	支局長	野村 明敏
26	市関係	下野市総合政策部	部長	小谷野 雅美
27		下野市総務部	部長	手塚 均
28		下野市市民生活部	部長	山中 利明
29		下野市健康福祉部	部長	福田 充男
30		下野市産業振興部	部長	栃本 邦憲
31		下野市建設水道部	部長	保沢 明
32		下野市議会事務局	局長	谷田貝 明夫
33		下野市教育委員会事務局	教育次長	近藤 善昭

【監事】 2名

No.	選出区分	所属機関・団体名及び役職	役職	氏名
1	市関係	下野市	会計管理者	木村 一枝
2		下野市	代表監査委員	大久保 武

## いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則（平成30（2018）年11月12日施行）第13条第3項の規定に基づき、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、又は議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31(2019)年2月4日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関する事 2 財務に関する事 3 広報に関する事 4 市民運動に関する事 5 観光・おもてなしに関する事 6 他の専門委員会に属さない事項に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
競技式典 専門委員会	1 競技会の運営に関する事 2 式典に関する事 3 施設の整備に関する事 4 情報通信に関する事 5 その他競技式典に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関する事 2 環境衛生及び食品衛生に関する事 3 医療救護に関する事 4 その他宿泊衛生に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関する事 2 消防・警備に関する事 3 その他輸送交通に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事

総務企画専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会		
			役職	氏名	備考
1	スポーツ関係	下野市体育協会	副会長	吉澤 賢一	委員長
2	スポーツ関係	株式会社栃木サッカークラブ	運営部ホームタウン	赤井 秀行	
3	学校関係	下野市小学校長会	薬師寺小学校長	海老原 忠	
4	学校関係	下野市中学校長会	国分寺中学校長	塩沢 建樹	
5	学校関係	栃木県立石橋高等学校	教頭	小林 崇宏	
6	学校関係	下野市幼稚園連合会	野ばら幼稚園園長	佐藤 麻矢子	
7	学校関係	学校法人自治医科大学	総務部長	藤田 康幸	
8	産業・経済関係	下野市商工会	副会長	野田 善一	副委員長
9	産業・経済関係	石橋商工会	理事	小堀 義美	副委員長
10	産業・経済関係	宇都宮農業協同組合	南河内営農経済センター長	坂入 宏一	
11	産業・経済関係	小山農業協同組合	北部営農支援センター長	岩原 伸之	
12	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	事務局長	山内 隆匡	
13	社会団体関係	下野市自治会長連絡協議会	副会長	渡邊 欣宥	
14	社会団体関係	下野市国内交流協会	監事	本橋 保夫	
15	社会団体関係	下野市国際交流協会	副会長	黒須 重光	
16	社会団体関係	下野市社会福祉協議会	事務局次長兼総務課長	角田 充仙	
17	社会団体関係	下野市子ども会育成会連絡協議会	副会長	杉浦 伸介	欠員
18	社会団体関係	下野市PTA連絡協議会	会長	伊澤 登志子	
19	社会団体関係	下野市老人クラブ連合会	会長	山田 博	
20	社会団体関係	下野市文化協会	副会長	高橋 佳枝	
21	社会団体関係	下野市ボランティア連絡協議会	会計	福田 白	
22	市関係	総合政策部総合政策課	課長	五月女 治	
23	市関係	総合政策部市民協働推進課	課長	根本 宣明	
24	市関係	健康福祉部社会福祉課	課長	仙頭 明久	
25	市関係	健康福祉部子ども福祉課	課長	金田 欣明	
26	市関係	健康福祉部高齢福祉課	課長	長塚 章	

総務企画専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会		備考
			役職	氏名	
27	市関係	産業振興部農政課	課長	野口 範雄	
28	市関係	産業振興部商工観光課	課長	荻原 剛	
29	市関係	教育委員会事務局学校教育課	課長	田澤 孝一	
30	市関係	教育委員会事務局生涯学習文化課	課長	浅香 浩幸	
31	市関係	教育委員会事務局文化財課	課長	山口 耕一	



# 競技式典専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会		備考
			役職	氏名	
1	県競技団体	公益社団法人栃木県サッカー協会	理事	福田 治	副委員長
2	県競技団体	栃木県ハンドボール協会	副理事長	岸 裕行	副委員長
3	県競技団体	栃木県キンボールスポーツ連盟	理事長	田村 孝士	
4	市競技団体関係	下野市サッカー協会	会長	吉澤 賢一	
5	スポーツ関係	下野市スポーツ推進委員会	顧問	梁島 耕治	
6	スポーツ関係	下野市スポーツ推進委員会	副会長	松山 裕	
7	スポーツ関係	下野市スポーツ協会	副会長	金島 真	委員長
8	スポーツ関係	下野市スポーツ少年団	本部長	大山 茂	
9	スポーツ関係	NPO法人夢くらぶ国分寺	理事	増山 裕子	
10	スポーツ関係	NPO法人元気ワイワイ南河内	事務局長	熊谷 美里	
11	スポーツ関係	NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子	
12	学校関係	栃木県立石橋高等学校	地域連携教員	相田 昌宏	
13	学校関係	学校法人自治医科大学	教授	板井 美浩	
14	市関係	総合政策部総合政策課	課長	五月女 治	
15	市関係	教育委員会事務局教育総務課	課長	上野 和芳	
16	市関係	教育委員会事務局学校教育課	課長	田澤 孝一	

# 宿泊衛生専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会		備考
			役職	氏名	
1	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	事務局長	山内 隆匡	副委員長
2	宿泊・観光関係	石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄	
3	宿泊・観光関係	下野市食生活改善推進員協議会	副会長	齋藤 好子	
4	宿泊・観光関係	下野市農村生活研究グループ協議会	顧問	菊地 百合子	
5	宿泊・観光関係	小山食品衛生協会石橋支部	支部長	阿部 澄夫	
6	宿泊・観光関係	国分寺食品衛生協会	会長	篠崎 哲夫	委員長
7	宿泊・観光関係	南河内食品衛生協会	顧問	早川 進	
8	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	—	都丸 高志	副委員長
9	医療関係	一般社団法人小山歯科医師会	副会長	黒田 裕之	
10	医療関係	一般社団法人小山薬剤師会	理事	塩野入 洋	
11	医療関係	公益社団法人栃木県看護協会小山地区支部	助産師	渡部 睦美	
12	市関係	市民生活部環境課	課長	坂本 秀夫	
13	市関係	健康福祉部健康増進課	課長	近藤 和行	
14	市関係	産業振興部農政課	課長	野口 範雄	
15	市関係	産業振興部商工観光課	課長	荻原 剛	

## 輸送交通専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会		備考
			役職	氏名	
1	通信・運輸関係	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 小金井駅	駅長	水元 信吉	
2	通信・運輸関係	下野・壬生タクシー事業者協議会	会長	荒川 弘幸	委員長
3	通信・運輸関係	一般社団法人栃木県バス協会	専務理事	小矢島 応行	副委員長
4	警備・消防関係	石橋地区消防組合消防本部	警防課長	川田 恵一	
5	警備・消防関係	下野市消防団	副団長	小平 友一	
6	警備・消防関係	交通安全協会下野支部	支部会計	蓬田 英夫	
7	警備・消防関係	下野地区防犯協会連合会	理事	直井 満	
8	警備・消防関係	下野市交通指導員連絡協議会	副会長	茂呂 昭雄	副委員長
9	警備・消防関係	下野市女性防火クラブ	副会長	五月女 豊子	
10	国・県関係	国土交通省関東地方整備局宇都宮 国道事務所国分寺出張所	出張所長	松村 光雄	
11	国・県関係	下野警察署	交通課長	小島 悟	
12	市関係	市民生活部安全安心課	課長	直井 満	
13	市関係	建設水道部建設課	課長	伊澤 仁一	

## いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画

いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）の成功に向け、下野市民の元気と力を集結し「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の実現につながる国体を目指し、下野市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

### 1 基本方針

#### (1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、国体を一過性のものとせず、スポーツを通じてまちづくりの好循環につながる国体とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

#### (2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる国体を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

#### (3) 広報

国体開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、参加した選手をはじめ、国体に関わった人々を通じて下野市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

#### (4) 市民運動

市民一人ひとりが国体開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって国体を盛り上げていくことにより、国体終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

#### (5) 観光・接伴

選手・監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、下野市の観光・文化など多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

#### (6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなどあらゆる手段を講じながら効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めることを前提としながら、国体開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

(9) 宿泊

選手や監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、国体に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

下野市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防・警備

競技会場その他国体関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時の緊急対策について万全を期するため、県、競技団体、消防・警察その他関係機関と緊密に連携しながら、消防防災・警備体制の確立を図る。